

経営事項審査制度改正に伴う格付の取扱いについて

平成 23 年 4 月 1 日施行の経営事項審査の審査基準の改正に伴い、伊勢市の格付について下記のとおり取扱うこととします。

記

1 格付に係る総合評点の算出について

改正後の新基準での経営事項審査において「ISO 認証取得」が評価されることから、新基準による経営事項審査に基づく格付に係る総合評点の算出にあたっては、ISO 認証取得に係る加点は行わないこととします。

旧基準による経営事項審査の取扱いについては、従前どおり変更ありません。

2 再審査を受審した建設業者の取扱いについて

改正前の基準により経営事項審査を受審した建設業者が再審査を受審した場合は、当該建設業者からの申請に基づき、以下のスケジュールで格付を見直すこととします。(この場合において、格付の有効期間に変更はありません。)

再審査の受審及び格付の見直し申請については、各建設業者の判断により行ってください。

申請受付	格付見直し時期
7 月 10 日まで	8 月 1 日
8 月 10 日まで	9 月 1 日
9 月 10 日まで	10 月 1 日
10 月 10 日まで	11 月 1 日

再審査の受審に伴う格付の見直しについては、経営事項審査の総合評定値(P)及び上記 1 に係る伊勢市の総合評点の見直しとなります。(それ以外の項目については、再審査前の現格付時の状況によるものとします。)